

# りっぷる

R I P P L E

vol.21  
2020.3

発行

島根県人権啓発推進センター

「りっぷる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。



令和元年度 島根県人権啓発ポスタークンクール 小学校の部 最優秀賞 加治こころ さん (出雲市立遙堪小学校1年)

## [特集]

- ① あかるい職場づくりに向けて  
～職場のパワーハラスメントを防ぐには?～
- ② 子どもの権利と大人の役割
- ③ ハンセン病問題の解決に向けて

【審査員評】

仲良く手をつなぐ3人の子どもたちの周りを花や虫たちが楽しく飛び回る様は、「友だちとなかよくすると楽しいな」、「花や虫たちも大切な友だちだよ」という気持ちが伝わって来る。

明るく躍動感のある構図で、見る人にもこの絵のようにみんなが笑顔でいられるといいなと感じさせてくれる。

鮮やかな色づかいで文字もわかりやすく、クレパスで画面全体を迫力ある作品に仕上げた力作。

令和元年度島根県人権啓発ポスタークンクールには、県内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒から合計950点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

# あかるい職場づくりに向けて

## 職場のパワーハラスメントを防ぐには？

島根県労働委員会

### 1 職場でのパワーハラスメントの実態

厚生労働省の平成28年度の調査（以下、「厚労省の調査」）では、約3人に1人の方が、過去3年間に職場でのパワーハラスメント（以下、「パワハラ」）を受けたことがあると回答しています。

また、厚生労働省によせられた労働相談の中で、平成24年度以降、パワハラを含む、職場での「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多となり、その件数もこの10年で倍増し、平成30年度には8万件を超えるました。

島根県でも同様の傾向であり、島根県労働委員会への相談でも、ここ数年、パワハラについての相談が最も多くなっています。

パワハラは、被害者の人権を侵害する行為であるだけでなく、その心身にも大きな影響を与えます。厚労省の調査では、パワハラが続くと、疲れなくなった、あるいは通院が必要になるといった深刻な結果が生じることが明らかになっています。

また、事業主がパワハラを放置していた場合には、パワハラの行為者だけでなく、会社の責任が問われるといったケースも報道でしばしば取り上げられています。



### 2 「パワハラ防止法」の成立

このようにパワハラが社会問題化する中、昨年の5月に、労働施策総合推進法（以下、「パワハラ防止法」）が改正され、これまで法律で定められていなかったパワハラが定義されるとともに、事業主はパワハラ防止に向けた取組みが義務づけられることになりました。

#### ■パワハラ防止法で義務づけられた取組み

- 1) 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- 2) 苦情などに対する相談体制の整備
- 3) 被害を受けた労働者へのケアや再発防止等

大企業では今年の6月から、中小企業では令和4年の4月から（令和4年3月までは努力義務）、パワハラ防止法にもとづいて、こうした取組みを行うことが求められます。

### 3 パワハラとは…法律での定義

パワハラ防止法で、パワハラは次の3点をすべて満たすものと定義されています。なお、冒頭で紹介した厚労省の調査もこの定義とほぼ同じ整理で行われています。

- 1) 優越的な関係を背景とした  
(上司だけでなく、お互いの関係によっては、同僚・部下からのパワハラも含まれます)
- 2) 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- 3) 就業環境を害すること  
(身体的・精神的な苦痛を与えられ、就業する上で看過できない程度の支障が生じること)

このように、かなり抽象的な内容であるため、パワハラに該当する例・該当しない例を挙げながら、よりくわしく解説した厚生労働省の指針（以下、「指針」）が示されています。

この3点の内、とりわけ判断に悩むのは②「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」の解釈です。指針の中では、反対解釈として「客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、パワハラには該当しない」とされていますが、実際には個々の状況に応じて慎重に判断する必要があります。

「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」についてより具体的にいえば、被害者の人格を否定するような言

動や職務とは関係のない行為の強要については、パワハラと判断しやすいといえます。一例を挙げると、飲酒の強要はいうまでもありませんが、職場の飲み会でお酒をすすめたのに断った部下に対して、そのことを理由に侮辱したり、職場で無視したりするようなことも、飲酒に関連した嫌がらせ行為、いわゆるアルハラ（アルコール・ハラスメント）にあたるだけでなく、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動として、パワハラと判断される可能性が高いでしょう。

一方で、行為者にとっては「業務上必要かつ相当な指導」と考えられる言動が、被害者にとっては「必要かつ相当な範囲を超えた言動」と受けとられるようなケースの場合、その線引きが非常に難しい問題となります。

例えば、指針では、このような線引きの例が示されています。

#### ■パワハラに該当する例

- 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと
- 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと

#### ■パワハラに該当しない例

- 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をすること

さらに、最終的にパワハラにあたるかどうか判断するにあたっては、言動の目的、言動に至るまでの経緯、言動の頻度、業種、業務の性質など、様々な要素を総合的に考慮することが適当であるとしています。

このように、パワハラについて法律で定義はされましたか、必ずしも明解な基準ではありません。その判断にあたっては、指針を踏まえながら、弁護士や社会保険労務士などの専門家、あるいは、国の島根労働局や県の労働委員会といった専門機関に相談することも選択肢として考える必要があります。

## 4 パワハラの6類型

指針では、パワハラには6つのパターンがあるとされています。

- 1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- 3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- 4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- 5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- 6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

厚労省の調査では、過去3年間に見たと感じたり、相談されたパワハラとしては、「2) 精神的な攻撃」が一番多く、全体の過半数を超えています。

ついで、「4) 過大な要求」、「3) 人間関係からの切り離し」の順番となっています。

## 5 パワハラの防止に向けて

パワハラが発生しやすい職場では、「上司と部下のコミュニケーションが少ない」「いつも仕事があふれている」「失敗がゆるされない」といった特徴があると指摘されています。

こうした職場の問題点を改善していくためには、まずは、従業員だけでなく、組織のトップも含めて、パワハラについて正しい知識をもった上で、相談体制の構築をはじめとする、パワハラ防止法で義務づけられた取組みを進めていく必要があります。

パワハラ防止法の施行に向けて県内でもセミナー等が開催されています。島根県労働委員会でも、パワハラについての出前講座を行っていますので、ぜひご利用ください。



言うまでもなく、パワハラ防止のためには、お互いが思いやりをもって接することができる職場づくりが不可欠です。このため、パワハラ問題に限らず、職場ぐるみで人権意識の向上を図っていくことがパワハラ防止の近道なのではないでしょうか。

パワハラについての  
主な相談窓口

▶島根労働局総合労働相談コーナー

📞 0852-20-7009

▶島根県労働委員会

出前講座も受付中

📞 0852-22-5450

# 子どもの権利と大人の役割

島根県立大学人間文化学部保育教育学科 藤原映久

## 日本における子どもの権利の現状

1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択され、その5年後の1994年には日本もその条約を批准しました。現在、日本の条約批准から26年も経ちました。今では、「子どもの権利」という言葉は、日本の福祉、教育などの現場において頻繁に使用されています。

では、今の日本において、子どもの権利は十分に守られているのでしょうか？確かに、社会は子どもをめぐる問題に敏感になったように感じます。児童虐待、いじめ、子どもの貧困などの問題が次々とクローズアップされ、「児童虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策法」などの法整備も進みました。しかし、全国の児童相談所への虐待対応相談件数は2000年に「児童虐待防止法」が成立して以来、増加の一途を辿り、2018年度には約16万件になりました。また、文部科学省が公表するいじめの件数も小学校を中心に増加を続けており、2018年度のいじめ認知（発生）件数は、小学校、中学校、高校、特別支援学校を合わせて54万件超えました。子どもの貧困率については、国民生活基礎調査によれば2015年によく低下が認められたものの、ひとり親家庭の貧困率は未だに50%を超えており、OECD加盟国の中では高い水準です。虐待もいじめも貧困も子どもの権利を奪うものであり、日本の子どもたちの権利が十分に守られているとは言い難いのが現状です。

ただ、児童虐待など新聞の紙面を飾るような問題ばかりが、子どもの権利の侵害でしょうか？そうではなく、子どもの権利の侵害につながる日常的な出来事や考え方がある存在し、その延長線上に大きな問題が生じていると考える必要があります。我々は、まず、日常に目を向けて子どもの権利を考える必要があるのです。

## 大人が人権感覚を磨く

ここで大切なのが、大人の人権感覚です。なぜなら、大人は、無意識のうちに子どもの人権を軽んじている可能性があるからです。例えば、犬の散歩を

している小学3年生の子どもが犬の糞を処理せずにいるのを近所のおじさんが見つけたとしましょう。その時、このおじさんが「コラー」と頭ごなしにその子どもを怒鳴りつけたとします。皆さんは、このおじさんをどのように評価しますか？「今時には珍しく、しっかりと子どもを叱ることができる立派な大人」ですか？それとも「大人の権威を振りかざす上から目線の大人」ですか？はたまた「怒りのコントロールができない未熟な大人」でしょうか？人によって評価が分かれそうですが、少し立ち止まって考えてください。まず、「犬の散歩で糞の始末をしなかったのが小3の子どもではなく、大人だったら…」と考えてみましょう。このおじさんは相手が大人でも「コラー」と怒鳴るでしょうか？その可能性は低いように思われます。そうなると、この小3の子どもは「犬の糞を始末しなかった」からだけではなく「子ども」だから怒鳴られたことになります。つまり、「子どもであること」を理由として、大人よりも人権が軽んじられた可能性があります。大人は、子どもであることを無意識的（場合によっては意識的）な理由として、子どもの人権を軽んじていないか、常に省みる必要があります。人権感覚とは、自他の人権が侵害されたときに「おかしい！変だ！不快だ！」と感じることができる感覚です。大人の人権感覚が鈍っていると、大人は簡単に子どもの人権を軽んじてしまいます。

子どもに対する大人の人権感覚を狂わす理由は大きく3つあります。一つは子ども自身に何らかの非があることであり、もう一つはしつけ・教育という大義名分の下では時には暴力も許されるという考え方（風潮）です。そして三つ目が、大人であっても怒りのコントロールは難しいということです。先ほどのおじさんも、間違った行為をした子どもをしつけたいと考えながらも、怒りをコントロールすることができずに怒鳴ってしまったかもしれません。もちろん、子どもの人権が大人の人権と同等の価値を有するのであれば、子どもに非があっても、しつけや教育を名目として頭ごなしに怒鳴っていい理由にはなりません。大人に求められるのは、自らの怒りをコントロールしつつ、子どもに正しい行為

を教えることができるコミュニケーション能力と教育のスキルなのです。

## 「しつけ」について

ここで、しつけについても考えてみましょう。しつけの目的を、「子どもが大人になった時に社会の中で生活できるようにすること」と考えることに異論はないと思います。つまり、しつけを通じて身につけるのは、「善悪を判断する力」と「善悪の判断に則って、内的・意識的に自分の気持ちと行動をコントロールする力」です。大人が行うしつけとは、そのための関わりです。体罰がしつけの名目にならないのは、それが痛みや恐怖による外的なコントロールであり、内的な判断と自己コントロール力を育てないからです。子どもたちは、身近な、信頼できる大人をモデルとしながら、そしてそのような大人に対する社会の評価を見ながら善悪の価値を自らの中に取り込んでいきます。また、最初は上手くコントロールできなかった怒りや嫌悪、悲しみなどの苦しい感情を大人から優しく抱きしめられ、なだめられ、心と体を包まれながら、徐々に自分一人でコントロールできるようになります。

## 子どもが権利の主体になるために

さて、話を子どもの権利に戻しましょう。子どもの権利を考えるに当たっては、「子どもの権利とは何か?」「子どもの権利が奪われるとはどういうことか?」といった子どもの権利に関する本質的な理解が欠かせません。また、子どもの権利が、眞の意味で子どもの権利であるためには、それが大人によって守られるだけでなく、子ども自身がその権利に気づき、主張できる必要があります。つまり、子どもが権利の主体になるということです。

そのためには、子どもの権利に関する理解や説明は、本質的であるとともに、大人は子どもにも理解可能な言葉で人権について語る必要があります。その時、役に立つのがCAPの考え方です。CAPはア



メリカで誕生した子どもを暴力から守るために人権教育を基礎に置いた活動であり、プログラムであり、それを実施するグループです。ここ島根県でも「しまねCAP」と「はまだCAP」が活動を展開していますので、この広報誌を読んでいる方の中にもプログラムを経験された方がおられるかもしれません。CAPでは、基本的人権を「生きるためにどうしても必要なもの」と定義した上で、安心、自信、自由の3つを最も大切な権利として子どもたちに教えます。安心は「怖いものが何もない時の気持ち」、自信は「心も体も強くなった時の気持ち」、自由は「自分の本当にしたいことを自分で選ぶことができた時の気持ち」です。もちろん、他の人の安心・自信・自由を奪うことは許されません。暴力とはこれらの3つの権利を奪うものであり、人の心と体を傷つけるあらゆる事柄です。つまり、人権が奪われている状態とは、暴力の被害にあっている時だと理解できます。このような考え方であれば、小学校低学年であっても人権やそれが奪われた状態についての本質的な理解が可能です。

## 大人が学ぶことの大切さ

既に皆さんお気づきだと思いますが、子どもの権利が守られる社会を作るための大人の役割の何と大きなことでしょう。しかし、今の大人たち（特に40代以上？）は、自分たちが子どもの頃に、子どもの権利という考えが十分に行き渡っていない社会で育っています。大好きだったアニメや漫画でも愛の鞭として肯定的に体罰が描かれていました。つまり、子どもの権利の守り手として、モデルになる大人を十分に見ることなく育っている可能性が高いのです。身を持って学ばなかったことは、意識的に学ぶ必要があります。今、大人には子どもの権利について学ぶことが求められています。子どもは身体的にも社会的にも弱い存在であるため、その権利の行使には、良き守り手としての大人の理解と支援が不可欠です。そして、大人には、今の子どもたちが、将来、子どもの権利の良き守り手としての大人になるように育てるとも求められています。

子どもの権利とは価値であり、「それが重要だ」と社会が認めて初めて成立します。子どもの権利について、その価値を共有し、学び、実践し、そして教える、そんな大人であり続けることを目指したいものです。

※この文章中における「子どもの権利」と「子どもの人権」は同じ意味です。

# ハンセン病問題の解決に向けて

## ハンセン病家族訴訟判決とこれから

島根県健康福祉部健康推進課

令和元年度は、ハンセン病問題が過去の事ではないことが、改めてクローズアップされた年でした。

その契機になったハンセン病元患者家族に対する補償金制度創設の経緯は次のとおりです。

- 平成28年、ハンセン病元患者家族が「隔離政策により、元患者だけでなく家族も偏見・差別の対象とされ、家族関係の形成を阻害された」として国を相手に提訴。
- 令和元年6月、熊本地裁は「隔離政策が元患者家族への差別被害を発生させた」として、厚労大臣だけでなく法務・文科各大臣や国会議員が適切な対応を取らなかった責任と賠償を認めた。
- この判決を受け、7月には安倍総理は控訴断念を表明し、原告勝訴が確定。
- 11月15日、元患者家族に最大180万円の補償金を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」と、元患者だけでなくその家族も名誉回復等の対象に追加する「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、11月22日公布・施行された。

両法は議員立法で、補償法には国の強制隔離政策で家族が受けた苦痛や苦難に対し国会と政府による反省とおわびが前文に明記されています。

元患者への謝罪、補償から18年遅れで、家族の被害回復が前進しましたが、約2万4千人と言われている対象者への制度周知が課題です。国や地方公共団体はホームページやチラシなどで申請を呼び掛けているが、家族であると分かることを恐れて請求をためらう人や既に家族関係が崩壊し連絡する手段がない人もおられると聞いています。国や地方公共団体には、声を上げられない人が不利益を被らないよう、プライバシーを守りつつ補償が受けられる

特別な配慮が求められています。

また、国は家族関係の修復や偏見・差別の解消にも力を入れ、当事者の意見を踏まえ具体的な施策を策定するとしています。時間を戻すことはできませんが、それでも家族との絆を結び直し、傷ついた心を癒やしていくことが真の救済につながるため、関係回復に向けた施策にも力を入れて欲しいと思います。

現在隔離政策はありませんが、ハンセン病元患者の多くは療養所で生活されており、また、国内での新規患者もほとんどいないこともあります。元患者を身近で知っている方は少ないと思われます。特に若い世代ですと、ハンセン病という病気を知らないという方も多いかもしれません。

しかし、人権という観点から考えた時、ハンセン病に対しての国の施策、行政が行ってきたこと、並びにハンセン病にかかった人々の重い歴史は、私達が知っておかなければならぬことなのです。

私たち一人ひとりが差別に加担してきた責任に向き合い、今度こそ社会に残る偏見・差別をなくす取組みを前に進めなければなりません。

どんな病気であっても、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。

そのため私たちにできることは、何でしょうか？

過ちを繰り返さないためにも、歴史を振り返り、過去の反省に立ってこれからのことを考えていく必要があるのではないでしょうか。

病気や障がいは、何時自分の身に降りかかるか分かりません。それを理由にした偏見・差別も同じことです。

偏見・差別を他人ごとではなく、自分のことと理解できると、人は考え、行動せざるを得なくなります。

近い将来、令和元年度は、ハンセン病問題の偏見・差別解消に向けた転換点であったと言われるよう、皆さん行動を起こしましょう。

### ハンセン病元患者家族に対する補償金請求手続について

厚生労働省の担当窓口に直接相談し、請求書を提出してください。

#### ▶ 厚生労働省 補償金担当窓口

**03-3595-2262**

- 受付時間／10:00～16:00（月曜から金曜。祝日、年末年始を除く）
- 宛 先／〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省健康局補償金担当宛て

#### ▶ 島根県 相談窓口 県でも相談窓口を設置しています。

●問い合わせ先

**健康推進課 0120-555618**

（フリーダイヤル／通話料無料）

- 受付時間／8:30～17:15（月曜から金曜。祝日、年末年始を除く）

## 開催報告

# しまね人権フェスティバル2019

同時  
開催

●令和元年度人権を考える県民のつどい

●松江市人権を考える市民のつどい

●人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考えるつどい

11月17日(日)松江市の島根県民会館で「しまね人権フェスティバル2019」を開催しました。

ステージでは、子どもたちによる日本太鼓の演奏や人権啓発ポスターコンクール表彰式のほか、松江市立女子高校ダンス部、ダンスユニットG&Rによるダンスステージ、シンガーソングライター門脇大樹さんのミニライブなどがありました。

啓発ブースでは、ボッチャ体験、盲導犬ふれあい広場など、県内さまざまな団体によるワークショップや啓発展示を行い、家族連れなどでぎわいました。

また、長年エイズの啓発活動などに取組む松江市立女子高校生徒会のみなさんに、一日人権擁護委員として人権メッセージの発信や、会場のボランティアスタッフとして活動していただきました。



ザ・ヨシトランド ワークショップ  
よしととおはなのおめんをつくりました！



松江市立女子高校 一日人権擁護委員の委嘱

同時開催の「人権を考える県民のつどい」「松江市人権を考える市民のつどい」では、作家の家田莊子さんに“一緒に生きて行きましょう～生きるということ～”と題して講演していただきました。聴講された方からは、「人権について無知であることが差別を助長することを認識した。」「改めて偏見・差別をなくすには知ることが大切だと気づかされた。」などの感想が寄せられました。

「人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考えるつどい」では、よしと-tukuru-さんのワークショップ、コンサート、外国人住民からの一言メッセージの展示を行いました。

当日は約1,100名の方にご来場いただき、身近な人権問題について、気づき・学び・考える場となりました。



家田莊子さんによる講演

### お知らせ

令和2年度は浜田市で開催します

●開催日／令和2年11月15日(日)

●会 場／ふれあいジム・かなぎ

令和元年度

## 人権教育・啓発功労者 知事感謝状の贈呈

島根県では、人権教育や人権啓発に関して特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して知事感謝状を贈呈しています。

令和元年度は、学び直しの会（松江市）に、しまね人権フェスティバル2019の会場において、松本環境生活部長から感謝状を贈りました。

贈呈式の後、受賞者の方にこれまで取り組んでこられた活動について紹介していただきました。

### 知事感謝状を贈られた方の主な功績

団体 学び直しの会 松江市 ●活動年数／6年

#### （主な功績内容）

同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題に対する正しい理解を深めるため、地域住民と行政職員・学校教職員等が一体となった研修会を開催して、啓発活動を行っている。こうした活動を通じて、差別のない明るい地域づくりを進めている。

# 人 權 二 二 巴 一 サ ル 事 業

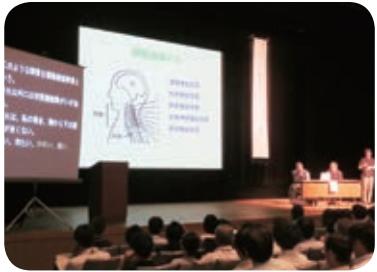
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、互いの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現し、大会後も次世代に承継していくために、法務省委託事業として「人権ユニバーサル事業」として「外国人の人権を考えるつどい」（しまね人権フェスティバルと同時開催）と「障がい者的人権を考えるつどい」を実施しました。

## 障がい者的人権を考えるつどい

講師 辻 直哉さん | DPI (Disabled Peoples' International)

8月2日(金)に松江市の島根県民会館でDPI日本会議常任委員兼事務局次長 辻直哉さんを講師に「障がいがある人もない人も共にすみやすい島根県をめざして～障害者差別解消法のポイントとその意義～」と題した講演会を開催しました。

平成30年に発覚した障がい者雇用の水増し問題や障害者差別解消法の見直しについて県民の方の関心の高さがうかがえ、多くの参加者がありました。



講演では、自らが交通事故で被災した時の状況、障がい者福祉施策の歴史、さらには現在見直しが計画されている障害者差別解消法の問題点等への思いを熱く語られました。

聴講された方からは、「当事者の方の話を聞くことで、感じる差別に違いがあり、お互いが歩み寄り差別のない社会をつくることが大事だと思った。」「知らず知らずに偏見を持ったり、差別をしたりしていたことがある。話を聞き、知ることで問題に取り組むきっかけになると思った。当事者の方の話には力がある。」「一人ひとりが当事者の意識を持ち、相手を思いやる気持ちが必要となる。」などの感想が寄せられました。

### 人権に関するご相談はお近くの法務局又は人権擁護委員へどうぞ

#### みんなの人権 110番

全国共通人権相談ダイヤル



**0570-003-110**

ゼロゼロみんなのひゃくとおはん

#### 子どもの人権 110番



**0120-007-110** (無料)

ゼロゼロななのひゃくとおはん

#### 女性の人権ホットライン



**0570-070-810**

ゼロナナゼロのハートライン

#### 外国語人権相談ダイヤル



**0570-090-911**

(対応言語／英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルガル語・ベトナム語)

ネバール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語

インターネット人権相談受付窓口  
<https://www.jinken-go.jp/>



松江地方法務局 / 島根県人権擁護委員連合会

## 島根県人権啓発推進センターをご利用ください

島根県人権啓発推進センターでは、人権に関する研修会などの支援、暮らしの中で起きる様々な人権問題の相談に応じています。どなたでも自由にご利用いただけます。



#### 研修会等の支援

- 啓発資料(図書、ビデオ、DVD、紙芝居、パネル)の貸出
- 研修室(松江のみ)の利用
- 研修講師の派遣

#### 人権啓発推進センター(松江)

〒690-8501 松江市殿町1(県庁東庁舎1F) 県民会館前バス停西隣  
TEL 0852-22-6051/FAX 0852-22-9674

#### 西部人権啓発推進センター(浜田)

〒697-0041 浜田市片庭町254(県浜田合同庁舎1F)  
TEL 0855-29-5503/FAX 0855-29-5531

#### 人権に関する相談

※秘密は厳守します。

- 人権に関する相談に応じ、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。

相談専用ダイヤル

松江 TEL 0852-22-7701  
浜田 TEL 0855-29-5530

島根県 人権

検索

- 詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。  
ホームページでは「りっぷる」を創刊号から見ることができます。